屋外広告物「新規」申請手続きフロー

設置する屋外広告物の
種類はどちらですか？

自己の敷地以外に設置する広告物
（野立て看板）

建物や敷地内に設置する
広告物

全ての広告物の合計面積が

10㎡超

10㎡以下
＊一部例外があります。

申請が必要になります。

条例の適用が除外され、
申請は不要です。

都市計画課又は県ホームページで、設置する場所の「許可地域」を確認してください。

自然系、住居系、工業系、沿道系、商業系に該当

禁止地域に該当

設置することができません
＊一部例外があります。

設置する広告物の高さや面積が、
許可地域の基準に適合しているか確認してください。

許可基準に適合

許可基準に不適合

適合するよう変更してください。

申請書類を都市計画課まで提出してください。
※詳しくは「新規申請にあたっての注意事項」を参照してください。

持参する

郵送する

厚木市役所　第二庁舎12階
都市計画課までお持ちください。

〒243-8511　厚木市中町3-17-17
厚木市役所　都市計画課 へ郵送してください。

手数料を算定し、納付書を郵送します。指定の金融機関でお納めください。

申請書類の内容を審査した後、許可の決定をいたします。

受取希望

郵送希望

許可が決定次第、御連絡します。
御都合の良い時に窓口まで
許可通知書を受け取りに来てください。

許可が決定次第、許可通知書を郵送します。
申請時に返信用封筒（角形2号）及び郵便切手を同封（持参）してください。